

井手町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

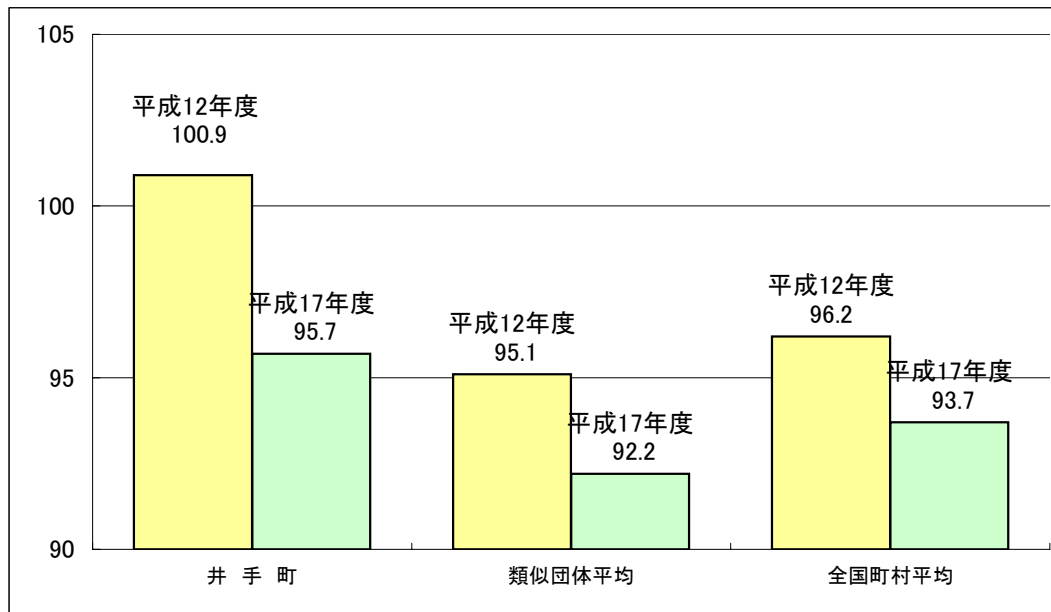
区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度の人件費率
平成17年度	人 8,615	千円 3,612,663	千円 124,431	千円 1,039,035	% 28.7	% 30.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	人 111	千円 458,422	千円 42,987	千円 182,937	千円 684,346	千円 6,165	千円 5,752

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
井手町	45.1 歳	346,638 円	387,126 円
			372,509 円
京都府	43.9 歳	369,137 円	468,908 円
			428,021 円
国	40.4 歳	328,477 円	— 円
			381,212 円
類似団体	42.5 歳	323,473 円	361,135 円
			349,936 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
井手町	51.6 歳	366,663 円	381,875 円
			381,525 円
うち 清掃職員	46.9 歳	342,300 円	355,833 円
			355,833 円
うち 学校給食員	55.8 歳	410,900 円	447,900 円
			447,900 円
うち その他技能労務職	53.3 歳	361,500 円	363,766 円
			362,833 円
京都府	50.1 歳	377,558 円	442,892 円
			426,549 円
国	48.4 歳	286,500 円	— 円
			318,595 円
類似団体	48.6 歳	265,735 円	281,407 円
			276,266 円
民間事業者平均	57.7 歳	373,238 円	403,791 円
			— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	井手町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	176,800 円	185,300 円	170,200 円	178,600 円
	高校卒	148,000 円	155,300 円	138,400 円	144,100 円
技能労務職	高校卒	148,000 円	155,300 円	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

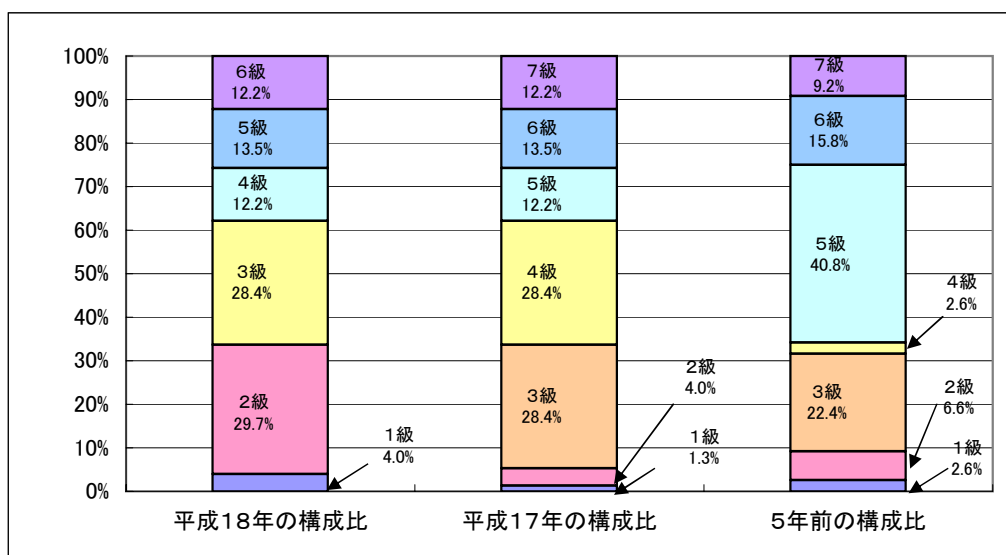
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,500円	314,000円	369,300円
	高校卒	234,100円	276,800円	316,600円
技能労務職	高校卒	242,800円	300,400円	－円
	中学卒	－円	－円	－円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務 2 主事補、技師補又はこれに準じる職務	3人	4.0%
2級	専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務	22人	29.7%
3級	係長、主任又は主査の職務	21人	28.4%
4級	課長補佐又は園長補佐の職務	9人	12.2%
5級	課長、館長、園長又は所長の職務	10人	13.5%
6級	部長、室長、局長又は次長等の職務	9人	12.2%

- (注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年4月1日より給与構造改革により3級と4級を係長級として統合し、6級を5級、7級を6級とした。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成 18 年度	職 員 数 A	76 人
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	0 人
	比 率 B/A	0.0 %
平成 17 年度	職 員 数 A	76 人
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	2 人
	比 率 B/A	2.6 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井 手 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,845 千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,948 千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

井 手 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 22,541 千円	1人当たり平均支給額 公表なし 公表なし

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当[調整手当] (平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		23,771 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		216,102 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
井手町	0 %	一人	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%(井手町0%)。

(注) 平成18年4月1日より調整手当は廃止された。

(4) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		- %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1体につき10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度年度決算)	11,436 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	104 千円
支給実績(平成16年度決算)	16,614 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	148 千円

(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等 6,500円 配偶者以外の扶養親族 2人目までは、1人につき 6,000円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 3人目以降、1人につき 5,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		14,215 千円	253,839 円
住居手当	職員が世帯主でその所有に係る住宅で新築または購入した住宅は、その日から起算して5年間 2,500円 家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2=① 16,000円=②(①、②のうち額が少ない方)+11,000円=支給額(最高27,000円)	同じ		1,740 千円	173,950 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円 までの者 全額支給 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		4,990 千円	90,735 円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、 本俸の100分の20以内を支給することができる。 部長、室長、局長、次長等 35,000円 課長、館長、園長、所長 25,000円			7,560 千円	343,636 円

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分	給料	月額	等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町長	730,000 円	830,000 円	303,200 円
	助役	600,000 円	650,000 円	360,000 円
	収入役	570,000 円	592,000 円	427,000 円
報酬	議長	290,000 円	350,000 円	200,000 円
	副議長	220,000 円	271,800 円	152,000 円
	議員	200,000 円	261,000 円	135,500 円
期末手当	町長	(平成17年度支給割合)		
	助役	3.00 月分		
退職手当	議長	(平成17年度支給割合)		
	副議長	3.35 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(支給時期)	
	助役	給料月額×530/100×在職年数	任期ごと	
	収入役	給料月額×270/100×在職年数	任期ごと	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

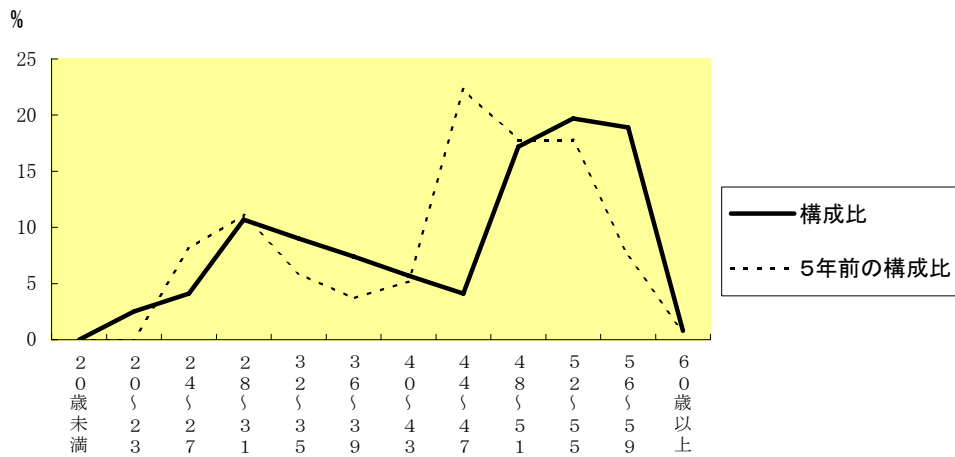
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成17年	平成18年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	人事交流による増員 人事交流による減員、退職不補充 子育て支援策として増員 介護事業の新規業務による減員
		総務	22	23	1	
		税務	8	6	▲ 2	
		民生	38	39	1	
		衛生	10	9	▲ 1	
		農林	4	4	0	
		商工	1	1	0	
		土木	7	7	0	
	計	92	91	▲ 1	人口1,000人当たり職員数 10.56人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.00人)	
	特政特別部 行門	教育	13	12	▲ 1	退職不補充
		計	13	12	▲ 1	
小 計		105	103	▲ 2	人口1,000人当たり職員数 11.96人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.60人)	
公営企 業計 等部 門	水道	6	5	▲ 1	退職不補充	
	下水道	6	6	0		
	国保等	6	8	2	介護事業の新規業務による増員	
	小 計	18	19	1		
合 計		123 [157]	122 [157]	▲ 1 [0]	人口1,000人当たり職員数 14.16人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、特別職（町長・助役・収入役）および嘱託・臨時・非常勤職員は含まれていません。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	5人	13人	11人	9人	7人	5人	21人	24人	23人	1人	122人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲3人(縮減率2.4%)

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数 120人

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分		平成17年 計画前年	平成18年 1 年 目	平成19年 2 年 目	平成20年 3 年 目
一般行政	減 員		4	2	4
	増 員		4	1	4
	差 引		0	▲ 1	0
	職員数	92	92	91	91

区 分		平成17年 計画前年	平成21年 4 年 目	平成22年 5 年 目	18年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	減 員		6	6	22	
	増 員		5	6	20	
	差 引		▲ 1	0	▲ 2 (2.2%)	▲ 2
	職員数	92	90	90	90	90

(注) 1 計画期間は、18年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

区 分		平成17年 計画前年	平成18年 1 年 目	平成19年 2 年 目	平成20年 3 年 目
特別行政	減 員		1	1	0
	増 員		1	1	0
	差 引		0	0	0
	職員数	13	13	13	13
公営企業 等 会 計	減 員		1	0	0
	増 員		0	0	0
	差 引		▲ 1	0	0
	職員数	18	17	17	17
計	減 員		6	3	4
	増 員		5	2	4
	差 引		▲ 1	▲ 1	0
	職員数	123	122	121	121

区 分		平成17年 計画前年	平成21年 4 年 目	平成22年 5 年 目	18年～22年 計	(参考) 数値目標
特別行政	減 員		0	1	3	
	増 員		0	1	3	
	差 引		0	0	0 (0%)	0
	職員数	13	13	13	13	13
公営企業 等 会 計	減 員		2	1	4	
	増 員		2	1	3	
	差 引		0	0	▲ 1 (5.6%)	▲ 1
	職員数	18	17	17	17	17
計	減 員		8	8	29	
	増 員		7	8	26	
	差 引		▲ 1	0	▲ 3 (2.4%)	▲ 3
	職員数	123	120	120	120	120

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 17年度	101,395	9,148	35,317	34.8	23.9

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	3 人	千円 13,111	千円 1,881	千円 5,270	千円 20,262	千円 6,754	千円 6,971

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
井 手 町	47.8 歳	371,967 円	378,600 円
団 体 平 均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
市町村平均は簡易水道事業が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井 手 町	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成17年度) 2,625 千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,845 千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,788 千円
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

井手町	一般行政職	団体平均
(支給率) 一般行政職と同様		
自己都合 勲奨・定年	1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額 ー 千円 25,650 千円	22,541 千円	16,069 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当[調整手当]（平成18年4月1日現在）

支給実績(平成17年度決算)		1,010 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		252,525 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
井手町	0 %	ー 人	0 %

(注) 平成18年4月1日より調整手当は廃止された。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(平成17年度決算)		ー 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		ー 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		ー %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1体につき10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度年度決算)	563 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	141 千円
支給実績(平成16年度決算)	377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	94 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等 6,500円 配偶者以外の扶養親族 2人目までは、1人につき 6,000円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 3人目以降、1人につき 5,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		542 千円	180,667 円
住居手当	職員が世帯主でその所有に係る住宅で新築または購入した住宅は、その日から起算して5年間 2,500円 家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2=① 16,000円=②(①、②のうち額が少ない方)+11,000円=支給額 (最高27,000円)	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円までの者 全額支給 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		70 千円	34,860 円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、本俸の10分の20以内を支給することができる。 部長、室長、局長、次長等 35,000円 課長、館長、園長、所長 25,000円	同じ		300 千円	300,000 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲1人(縮減率16.7%)

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数 5人

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要
→6(3)③の参考を参照